

[ 平成16年第 1回 2月定例会-02月26日-04号 ]

◆14番（松坂知恒議員） 第146号議案，平成15年度広島市病院事業会計補正予算について質疑を行います。

これは，広島市民病院産婦人科において，不妊症に対し，不妊治療を受けていた32歳の患者さんが治療薬の副作用で，平成7年4月4日，脳梗塞を発症し，右の上下肢の機能障害と言語障害に至り，現在通常の会話は困難で，単独での外出はできない状態です。

この場をお借りして，患者さん御本人及び御家族の皆様へ心からのお見舞いを申し上げます。

平成8年2月の提訴以来，法廷での審理を重ねてまいりましたが，平成15年6月27日，第二審で広島市民病院は敗訴し，このたび，最高裁で広島市の上告が棄却され，第二審判決が確定し，1億2406万5000円の損害賠償金を支払うこととなり，今議会に提案されたものであります。

広島市民病院は，昨年6月議会においても，心臓血管外科へ入院中の子供さんが，心臓手術にかかわる術後管理中に心停止となり，救命措置がおくれたため，重い脳障害を来した事件についての損害賠償額として2億174万2325円が提案され，議会はこれを承認しております。

今年度だけで，議会の議決を必要とする賠償金の支払いが2件，総額3億2580万7325円に及んでおり，異状事態と断ぜざるを得ません。広島市民病院に対しては，大いなる反省と事故再発防止に大いなる努力を求めるものでありますが，なぜ広島市民病院だけがこのような敗訴が頻発し，多額の賠償金を支払うことになるのか，検証したいと思います。

医療事故はゼロであることが望まれるのですが，重症患者を多数治療している病院においては，ある程度事故の発生は起こり得ると考えます。しかしながら，事故が起きて後，すぐさま訴訟が提起されるわけではなく，事故前後の医療側の対応に対する不満や説明不足あるいは説明内容に納得がいかないといったことが，訴訟を起こすきっかけとなっております。つまり，患者さん本人や家族の方々の感情を不用意に害することが訴訟の引き金となっていることが多く見られているわけです。

以上の観点から質問をいたします。

1，なぜ広島市民病院に訴訟敗訴が集中，連続するのでしょうか。病院での検証の中身をお答えください。

2，事故が多発する原因は，広島市民病院の医師の勤務状況が，市内の他の総合病院，安佐市民病院，県立広島病院，広島大学附属病院，広島赤十字・原爆病院などと比べ，極めて多忙，過酷で，労働環境が劣悪なためでしょうか。

3，患者さんや家族の方への事故後の初期対応に不用意な発言など，至らぬ点が多く見られるのではないのでしょうか。

4, 治療前における説明と同意が不十分なのではないでしょうか。

次に, 多額の賠償金が病院会計, ひいては一般会計に及ぼす影響についてお聞きします。

今年度の賠償額は, 合計して3億2580万円で, 病院が加入している病院賠償責任保険から, 1件1億円, 2件で合計2億円の保険金が給付されますが, 残る1億2580万円は病院会計の病院事業費からの持ち出しです。広島市が財政危機に陥っている今日, 病院事業会計も火の車の状態ですが, 裁判所の決定によって, 突然, 1億円もしくは数千万円の賠償金を支払うことによる影響は甚大なものがあります。

そこでお聞きします。

多額の賠償金は, 病院事業にどのような影響を与えているのでしょうか。また, 病院は, その影響をどう感じ, どう認識されているのでしょうか。

2, この賠償金の財源は, もともと用意されていないと思います。本来, どのような目的で使われるべき財源が賠償金に流用されたのでしょうか, お答えください。

3, この賠償金について, 6月議会においても, 病院医師から賠償を求めることを提起しておりますが, 医師は, 医師賠償責任保険に個人的に加入しているわけでありますから, 複数の医師に対して, その責任の大きさに応じて賠償金を納めてもらうよう, 広島市から医師本人と保険会社に請求していただきたいと思いますが, 市のお考えをお答えください。

次に, 財政局にお尋ねします。

1, 予定していなかった多額の賠償金の支払いは, 市財政に大きな負担となるわけですが, 財政局はどう認識しておられるのかお答えください。

2, 広島市民病院が, 平成3年度から, 一般会計に対し, 総額36億円もの長期借入れをしておることは, 昨年11月の決算特別委員会で指摘しました。この長期借入金を市民病院は長年にわたり返済せず, 財政局も長年にわたり返済を求めなかったわけですが, 今回のような突発的な賠償金の支払いに充てることで, 借入金を返済しなくてよい理由だったのででしょうか, お答えください。

これで質問を終わります。御清聴, どうもありがとうございました。

○浅尾宰正 議長 財政局長。

◎南部盛一 財政局長 2点の御質問にお答えします。

まず, 多額の賠償金の支払いが市財政に大きな負担となるんじゃないかと, それについての認識はどうかということでございます。

今回の補正予算に計上しました損害賠償金につきましては, 広島市民病院が加入している病院賠償責任保険の保険金1億円及び病院事業会計の自己財源2406万5000円ですべて賄われますために, 一般財源の負担は生じておりません。

病院事業は, 地方公営企業法の規定の適用を受けまして, この法律に基づき, 事業管理者の権限と責任において経営を行っております。また, 経営は独立採算が原則になっていることから, 賠償金の支出が直ちに一般財源の負担に結びつくということはないと考えております。

一般論として申し上げますれば、多額の賠償金を支出することは、経営上、大きな負担を負うこととなりますので、そうした観点からも、事故防止に取り組んでいくことは必要であるというふうに考えております。

それから、市民病院に対する長期借入金を返済しなかった理由に、こうした損害賠償金が多額であることが上げられるんかといったことでございますけれども、長期貸付金の取り扱いにつきましては、各年度の予算編成時において、病院の資金収支等を勘案して決定しておりますが、その際に、損害賠償金については考慮はいたしておりません。

したがって、議員御指摘のような損害賠償金が多額であるため、長期貸付金の返済を猶予しているということもありませんし、特に、現在の厳しい財政状況の中では、従来にも増して病院事業の経営改善を図るとともに、長期貸付金の回収を的確に行っていく必要があるというように考えております。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 病院事業局事務局長。

◎竹本輝男 病院事業局事務局長 このたびの医療過誤に係ります損害賠償金についての数点のお尋ねに対してお答えを申し上げます。

1点目の、医療訴訟敗訴が集中するのはなぜかということでございますが、広島市民病院におきまして、患者さんなどから損害賠償を請求され、現在、裁判が継続しておるものは、このたびの案件も含めまして8件ございます。平成5年から平成13年の間に発生をいたしました事故によるものでございまして、医療訴訟の増加は全国的な傾向にあるとは言えるものの、この8件については多い方ではないかと思っております。

この係争中の医療訴訟が多い理由といたしましては、当時、医療事故が散発したこと、それから、訴訟提起から解決まで長時間を有していることなどが考えられると思います。敗訴につきましては、このたび、補正予算の議案を提出させていただいております事案、それから、昨年6月議会で議決をいただいた事案は、それぞれ平成7年度、それから平成11年度に起きた医療事故に伴う損害賠償事件でございまして、その解決の時期が今年度に重なりました。そして、多額の賠償額を支出する結果となったことは、大変残念に思っております。

それから、市民病院の業務が極端に多忙で、他病院と比較にならないほど過酷かというお尋ねでございますが、広島市民病院は、平成14年度実績で、外来におきまして1日当たり1,709人、入院におきまして719人の患者さんに対して診療を行っております。この患者数を職員1人あたりに換算いたしますと、医師につきましては23人の患者さん、看護師については4人の患者さんを診ている状況でございます。この状況は、市内の同規模の病院と比較いたしますと大きな差はないと思っております。こうした数値のみの比較によって、業務が多忙であるか否かを推し量ることは必ずしも適切ではない面もございまして、市民病院の業務は他病院と同程度であると考えております。

それから、患者さん、家族への対応に至らぬ点があるのではないかとこの点でござい

すが、現在、市民病院におきましては、患者さんに信頼され、満足される医療を提供するためには、安全な医療を確保することが何よりも重要であると考えておりますが、残念にも事故が起きました場合は、まず、誠心誠意、治療に専念することはもとより、患者さん及び家族の方々に、誠意を持って事故の説明を行いますとともに、事故の原因究明と過失の有無について検討を行います。検討の結果、過失があると認められた場合には丁重におわびするとともに、誠意を持って事後の対応に努めております。病院に過失がない場合でも、懇切丁寧な説明に心がけて、理解を得るよう努めております。

今後とも、常に患者さんの立場に立って、十分な説明に努め、患者さんの同意を得た上で、細心の注意を払いながら医療に当たることを、職員に対し徹底していきたいと考えております。

それから、説明と同意が十分にとれていないのではないかというお尋ねでございますが、患者さんに満足していただく医療を提供いたしますには、的確な診断と治療はもとよりでございますが、診断内容、治療計画、さらには、副作用やリスク等も含めまして十分に説明をし、患者さんの自己決定権を尊重しながら、同意を得た上で治療を開始する、いわゆるインフォームド・コンセントが非常に重要であると認識しております。このため、職員には、採用時面接を初めとして、院内会議等機会をとらえて、機会あるごとに、病院長等からインフォームド・コンセントの徹底励行、周知しております。

それから、病院事業会計に与える影響はどうか、財源はどうかというようなことですが、今回の損害賠償請求事件に伴いまして、損害賠償に要する経費といたしましては1億2406万5000円の補正をお願いしておりますが、この賠償金の財源としては、広島市民病院が加入しております損害保険会社の病院賠償責任保険から1億円の給付がございます。残りの2406万5000円が病院の負担でございますが、この財源といたしましては、内部留保資金で損益勘定留保資金というのがございますので、そこから支払うこととしております。

この病院負担は、病院事業会計への収支に大きな影響を与え、非常に残念なことと考えております。この病院負担分が、このように医療事故によりまして病院に実質的な損害を及ぼした場合、過失のあった職員に対して損害の補てんを求める、いわゆる求償をどうかにつきましては、最高裁の判例におきまして、求償は信義則上、相当と認められる範囲内できるとされていることを前提に、関係職員の過失の対応、職務への熟度等諸般の事情をもとに、弁護士等の意見も参考にしながら、適切に対応しようと考えております。

以上でございます。

○浅尾幸正 議長

14番。

◆14番（松坂知恒議員） 2点ほどお聞きするんですけど、たくさんの訴訟を現在も抱えているという御答弁をいただいたんですが、一つのシステムとして、1件1件の訴訟の事件の中身について、治療内容とかですね、あるいは患者さんや家族の人に行った説明の中身であるとか、あるいは事故直後の対応であるとか、あるいは長期的な事故後の治療内容

などについてもですね、これは、ある意味非常に貴重な教訓であるというふうに認識して、1件1件、どの点に問題があったのかと、だれの言動がその訴訟の引き金になったのかとかですね、治療の面での、どこの治療が不適切であったのかということ、やはり当事者も含めて内部でしっかり検討して、その反省の糧としてもらいたいと思うんですが、現在、そういうシステムが病院の中にあるのかどうかということを知りたいと思います。

先日、病院に伺ったときは、それぞれ当事者の先生が正当性を主張されておられまして、その意見ももっともだとは思いますが、多くの、ドクターであるとかいろいろ職員の方、あるいは病院事務局の方から、病院の外から見た第三者的な立場からの意見も入れて、やはり真摯にここがよくなかったということを明確にすることがですね、事故再発防止の重要なポイントになるというふうに思いますが、今の段階でどういう扱いをされているのかということをお聞きします。

それから、もう一つ、賠償を求めることは、やはり責任ある医師に対して求めるべきと思うんですが、ミスに対してむちを打つということではなくて、やはり財政的な観点から、やはり財政上、多額の、これからはどんどん賠償金というのは多額になっていきますので、それぞれのドクターにも個人的に賠償責任保険に強制加入させて、その保険の給付というのをやはり求めていくということは必要ではないかと思えます。

その点について改めてお答えいただければ、財政的な観点からそうすべきだと思うんですが、病院事務局長さんのお考えもあわせてお聞きしたいと思います。

○浅尾宰正 議長 病院事務局事務局長。

◎竹本輝男 病院事務局事務局長 2点につきましてお答えを申し上げます。

現在、病院内では医療事故防止対策委員会というのを設けておりまして、副院長を委員長として関係者で構成をいたしまして、事故の経過、それから、こういったところが問題であったのかということを検証を行いまして、それをフィードバックするようになっています。また、県医師会に事故調査委員会というのがございますので、そちらで、客観的に、弁護士であるとかその診療科の専門の先生、外部の方でございまして、そういった方たちの御検討をいただいて、我々の過失があったかどうかとか、そういう原因についても判断をいただいているようなことをしております。

それから、保険につきましては、現在、医師が106名おりますが、現在、約90名の者がその保険に入っております、病院としてもそういう保険に加入するように進めておる現状でございます。

以上でございます。